

ゼロカーボンシティの実現に関する連携協定書

貝塚市（以下「甲」という。）と住友三井オートサービス株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力を積極的に推進するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、官民の連携・協力により、脱炭素化に向けた取組みを進め、ゼロカーボンシティの実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条の目的を達成するため、甲及び乙は、次の事項について取り組むものとする。

- （1） 甲が取り組む事項
リユースE V車の運用実証に係る結果の情報発信に関すること
- （2） 乙が取り組む事項
リユースE V車の運用実証に係る調査・研究、提案に関すること
- （3） 甲及び乙が連携して取り組む事項
 - （ア） 次世代自動車導入による低炭素型・循環型まちづくりの推進に関すること
 - （イ） 公用車へリユースE V車を導入して行うリユースE V車の運用実証に関すること
 - （ウ） その他、本協定の目的を達成するために必要なこと

（取組方法）

第3条 甲及び乙は、前条に定める事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議を行う。

2 乙は、前条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも解約の申出がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合は、解約を予定する日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより本協定を解約できるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定を通じて知り得た相手方の秘密を本協定の目的以外に使用し、又は

第三者に開示、漏洩してはならない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議のうえ書面をもって変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月27日

甲 大阪府貝塚市畠中1丁目17番1号
貝塚市
貝塚市長

酒井 了

乙 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
住友三井オートサービス株式会社
代表取締役社長

佐藤 計